

修繕に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	23百万円
H19	0百万円
H20	120百万円
H21	64百万円

※上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。